事 業 提 案 概 要 書

1　管理運営の基本方針

急速な少子化・高齢化の進行、核家族化や共働き世帯の増加、地域での人間関係の希薄化による家庭や地域での子育て力の低下など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、児童虐待やいじめの問題が深刻化するとともに、子どもが被害者となる事件も起こるなど、子どもの健全育成や安全の確保を図ることが急務となっています。

児童館の役割・機能である、
①発達の増進、
②日常の生活の支援、
③問題の発生予防・早期発見と対応、
④子育て家庭への支援、
⑤子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進、
⑥「宮崎市こども計画」での児童館・児童センタ　ー
地域子育て支援センターの業務
①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、
②子育て等に関する相談、援助の実施、
③地域の子育て関連情報の提供、
④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、
⑤利用者支援の実施、
⑥地域支援の実施　以上の業務を次の理念のもと取り組みます。
基本理念：子どもを第一にした“地域とつながり、地域にひらかれた住吉児童センター・旭町児童館・佐土原地域子育て支援センター　～こどもまんなか社会の実現へ　Well being　～　”　を目指す児童館・子育て拠点を目指し、引き続き指定管理による児童館運営に全力を尽くすことを基本理念とします。

【特定非営利活動法人ドロップインセンター】

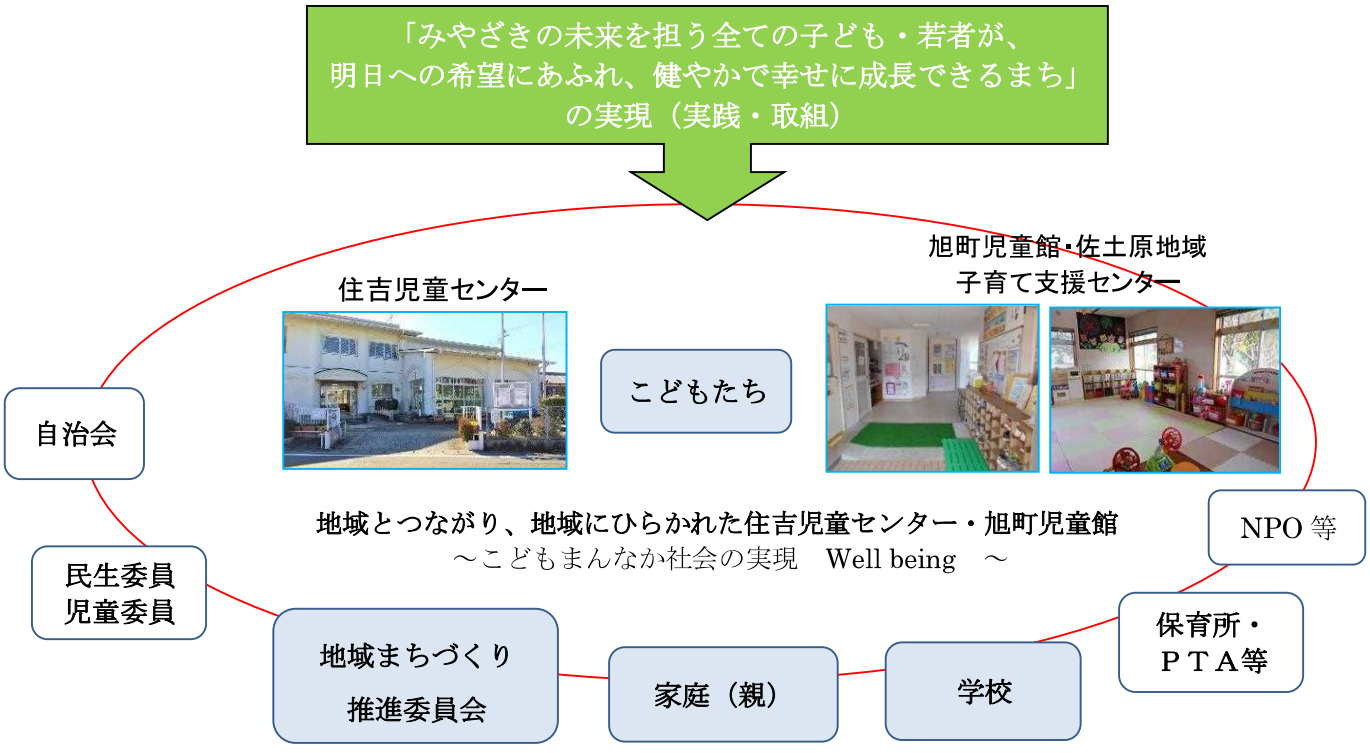

2 市民の平等な利用の確保

児童館が公の施設であることを常に念頭において、地方自治法第244条第2項及び3項における正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないことや、公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしないことを基に公平な運営を行います。

年齢、国籍、障がい者、妊婦、LGBTQ当事者、不登校などの困り感を持つ子どもたちなど、すべての利用者が、安心して快適（インクルーシブな場の提供）に利用していただけるように多様性を受け入れ幅広い視点で窓口にコミュニケーションボード、筆談ボード、外国語表記を設置するとともにスマホの外国語翻訳機能を活用します。

3 要望、意見、苦情への対応

意見や要望を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し意見や要望の対応の手順や体制を整備し迅速な対応を図ります。子どもや地域の皆さん等の利用者に満足感を持って頂くために接遇（挨拶、笑顔、身だしなみ、態度、言葉遣い等）や業務に関する職員研修を行いトラブル等が発生しないように努めます。

4 施設の設置目的を最も効果的に達成

【児童館の設置目的】

児童館は、「児童の権利に関する条約」に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設です。すべての子どもが心身の置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、児童に健全な遊びを提供することにより子どもの心身健やかな成長、発達及びその自立が図られるように支援することを目的としています。

【地域子育て支援センターの設置目的】

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とします。常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。

（1）児童健全育成の拠点施設であるための取り組み

（ア）利用児童の把握
（イ）自主活動業務
（ウ）小学生グループ活動業務
（エ）行事活動業務
（オ）子育て支援業務（対象者：乳幼児及び保護者）
（カ）中・高校生活動業務
（キ）自治会や子ども会等との連携促進に関する業務
（ク）児童館特別活動事業の実施
（ケ）広報等に関する業務

卓球教室

ハンドメイド

【様々な取組・活動】

卓球教室、こんにちは訪問、プレーパーク、ハンドメイドクラブ、子ども農園、七夕まつり、まめまき,児童館フェスタ、異年齢交流、おもちゃ病院、サマーキャンプ、絵画教室など

こんにちは訪問

七夕まつり

異年齢交流

（2）子育て支援の拠点施設であるための方策と、具体的な取り組みについて

（ア）子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- 親なる講座（出産前に親としてのこころの準備をする講座）
- ＢＰ講座（ベビープログラム～親子の絆づくりプログラム～）
- ＮＰ講座（Nobody’s perfect～完璧な親なんていない～）
- 乳幼児プレーパークの開催
- 出張子育てひろばを新しい取り組みとして地域施設や商業施設の協力をいただき、フリースペースなどの場所を借り、絵本やおもちゃを持参し「出張子育てひろば」を開催

ベビープログラム

（イ）子育て等に関する相談、援助の実施
- 助産師による定期的な相談日を設ける。

（ウ）地域の子育て関連情報の提供
- 家庭訪問型子育て支援ホームスタートの取り組み。センターに足を運べない家庭に身近で安心できる家庭訪問型の支援を提供

出張子育てひろば

（エ）子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- 子育て親子を対象に、月１回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

（オ）利用者支援の実施
- 子育て中の保護者が、保育所・幼稚園・認定こども園等の教育
- 保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報の集約や提供、相談、利用支援等の実施

ベビーマッサージ

（カ）地域支援の実施
- 地域の実情に応じ、地域の関係機関や子育て支援活動を実施する団体等との連携を図り、地域全体で子どもの育ち
- 親の育ちを切れ目なく支援するための取り組みの実施

５ 指定管理料

（単位：千円）

項目		８年度	９年度	１０年度	１１年度	１２年度
収入	指定管理料	２８，５２２	２８，５２２	２８，５２２	２８，５２２	２８，５２２
収入合計		２８，５２２	２８，５２２	２８，５２２	２８，５２２	２８，５２２

項目		８年度	９年度	１０年度	１１年度	１２年度
支出	人件費	１９，５０２	１９，５０２	１９，５０２	１９，５０２	１９，５０２
	事務費	５，６１５	５，６１５	５，６１５	５，６１５	５，６１５
	光熱水費	１，６１４	１，６１４	１，６１４	１，６１４	１，６１４
	施設管理経費	９８６	９８６	９８６	９８６	９８６
	その他	８０５	８０５	８０５	８０５	８０５
支出合計		２８，５２２	２８，５２２	２８，５２２	２８，５２２	２８，５２２

４ 運営体制

当法人には、保育士、小中高学校の教員免許取得者、養護教諭資格、特別支援教諭資格、助産師、看護師、社会福祉士、社会福祉主事、産業カウンセラー、ＮＰトレーナー・ファシリテーター、栄養士、食品衛生責任者、男女共同参画地域推進員、行政経験者など幅広い分野の人材を有しています。

児童館には、子育てや保育に関する知識や地域の社会資源に関する知識、ファシリテーション能力、コミュニケーション能力、イベントの企画・運営能力、マネジメント能力などのスキルを有する教員免許や保育士、行政経験者などの職員を適材適所に配置することができます。

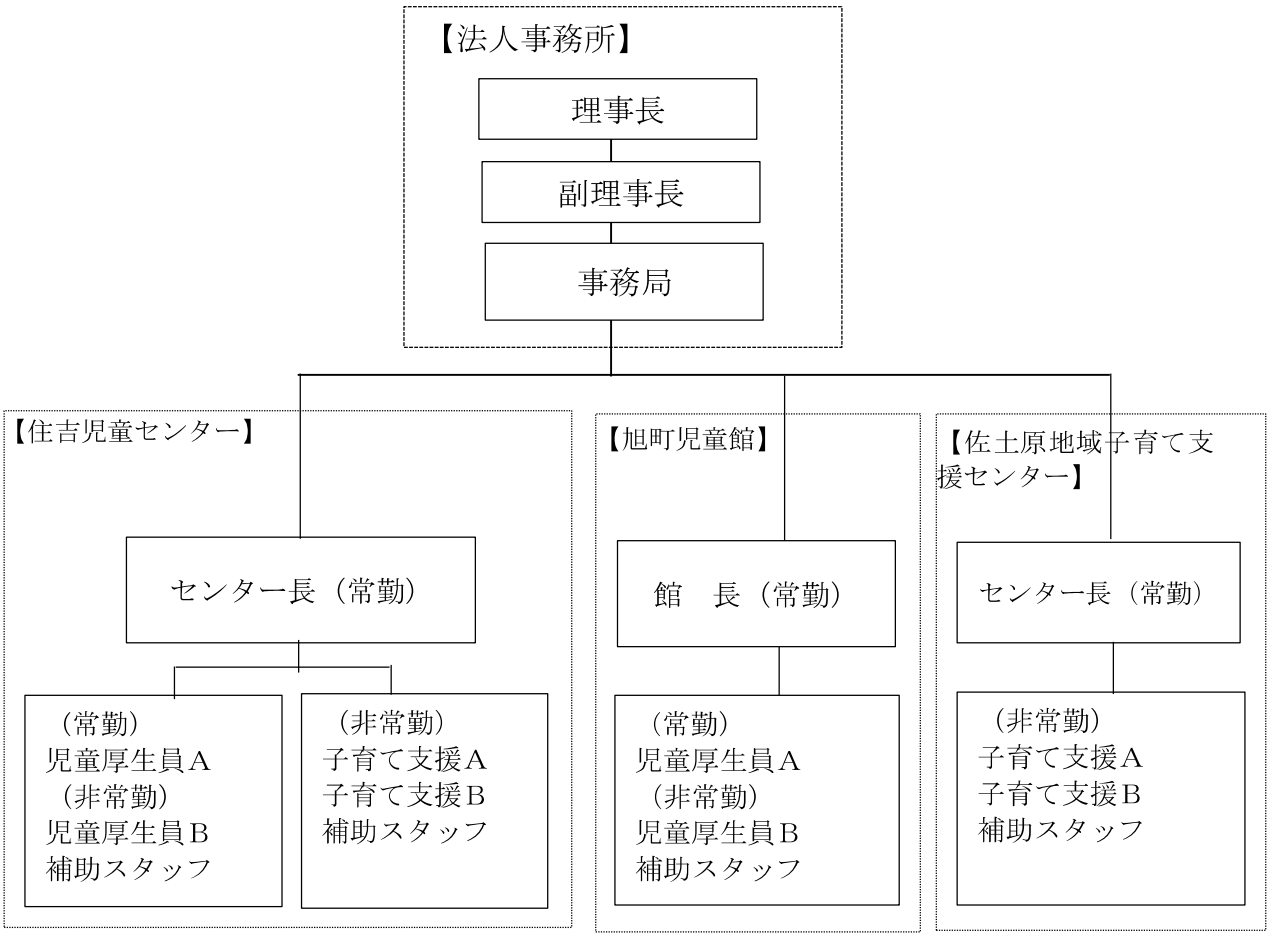

５ 安全体制

自然災害（地震など）、火災、不審人物、設備事故への対応

住吉児童センター、旭町児童館、佐土原地域子育て支援センターの利用者及びタッフ職員の安全、生命を守るために児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 6 条の 3 に規定する安全計画を各施設で策定し次のとおり対応します。

（ア）自然災害（地震・台風・竜巻など）への対応、（イ）火災への対応、（ウ）不審人物への対応、（エ）設備事故への対応、（オ）その他、利用者の安全確保を図るための対応、時間外での対応等

６ 障がい者の雇用に対する考え方

・障がい者雇用には、個人の能力、適性等を判断し、前向きに取り組みます。
・障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）に沿うように努め障がい者雇用対策を進めます。
・指定管理業務の再委託の中で障がい者雇用を積極的に取り組んでいる事業所を選考基準として発注するとともに、物品調達においても障がい者就労施設などへの発注に努めます。